### 沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱

平成31年3月27日 府政沖第63号

(通則)

第1条 沖縄振興特定事業推進費市町村補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条の2第1項に規定する沖縄振興交付金事業計画(以下、「事業計画」という。)に記載し得る事業等を除く。)の実施に要する経費に充てるため、国が沖縄県内の市町村に対して、補助金を交付することにより、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象者は、沖縄県内の市町村等(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合のうち、当該市町村のみで構 成するものを含む。以下、「市町村等」という。)とする。

(補助金の交付の対象、経費及び補助率)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業等(以下「補助対象事業等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、前年度からの継続事業等に係る補助対象事業等は第3号に該当するものとする。
  - (1) 沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、 沖縄の特殊性に起因するもの

ただし、以下に掲げる事業等は、原則として、補助金を充てることはできないが、沖縄振興にとって必要不可欠である等の特段の事情が認められる場合には、この限りではない。

- ア 職員人件費や旅費等の事務費、公用施設の施設整備費、修繕費、維持管理 費など地方公共団体が通常必要とする行政運営に必要な経費
- イ 保証金及び出捐金
- ウ 個人・法人の負担に充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務(現金給付を含む)
- エー基金の造成費
- オ 別途国の負担又は補助を得て実施することができる事業
- なお、以下に掲げる事業等は、補助金を充てることはできない。
- ア 国庫補助事業等の地方負担分へ充当する事業
- イ 公共事業関係費をもって実施することができる事業
- ウ 公債費
- (2) 沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等であって、次のいずれにも該当するもの
  - ア 事業計画に記載されたことがないもの

- イ 沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱(平成30年企市第1 646号)第3条第1号に基づき申請されたことがないもの
- (3) 他の市町村に手法の横展開が図られると認められる事業等又は他の市町村に 効果が及ぶと認められる事業等
- 2 補助対象経費は、補助対象事業等に要する費用のうち市町村が負担する費用と する。
- 3 補助率は、10分の8以内とする
- 4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

## (交付の申請)

- 第5条 市町村長等(一部事務組合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は補助金の交付を受けようとするときは別記様式第1号の交付申請書及び添付書類を内閣総理大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額 のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税 額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得 た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請 しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでな いものについては、この限りでない。

## (交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助対象事業等が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、市町村長等に通知するものとする。
- 2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 前条の規定による申請書が内閣府に到達してから交付の決定を行うまでに通常 要すべき標準的な期間は、30日とする。

#### (交付の条件)

- 第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市町村長等は、補助対象事業等の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式 第2号の変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。ただし、次に 掲げる軽微な変更をする場合にはこの限りでない。
    - ア 事業間の経費におけるいずれか低い方の額の1割以内の変更
    - イ 区分間の経費におけるいずれか低い方の額の2割以内の配分の変更
  - (2) 市町村長等は、補助対象事業等を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。
  - (3) 市町村長等は、補助対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象 事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けること。

#### (産業財産権に関する届出)

第8条 市町村長等は、補助対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用

新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合、 又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号 の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

### (申請の取下げ)

第9条 市町村長等は、適正化法第9条第1項の規定に基づき補助金の申請の取下げ をする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別 記様式第6号の交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

## (状況報告)

第10条 市町村長等は、適正化法第12条の規定に基づき大臣が報告を求めたとき は、別記様式第7号の遂行状況報告書を大臣に速やかに提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第11条 市町村長等は、補助対象事業等が完了したとき若しくは補助対象事業等の 廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれ か早い日までに、適正化法第14条前段の規定に基づき別記様式第8号の実績報告 書及び添付書類を大臣に提出しなければならない。
- 2 市町村長等は、補助対象事業等が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、 前項に準ずる実績報告書等を大臣に提出しなければならない。
- 3 市町村長等は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### (額の確定等)

- 第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長等に通知するものとする。
- 2 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## (交付決定の取消し等)

- 第13条 大臣は、第7条第2号の補助対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を 継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する 補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を 命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その 命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パ ーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3項の規定を準用する。

## (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 市町村長等は、第12条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額 の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税 額が確定した場合には、別記様式第9号の報告書により大臣に速やかに報告しなけ ればならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一 部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

## (補助金の請求)

- 第15条 市町村長等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第10号の概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)に提出しなければならない。
- 2 市町村長等は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第11号 の精算払請求書を会計課長に提出しなければならない。

### (財産の管理等)

- 第16条 市町村長等は、補助対象経費(補助対象事業等の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。)により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 市町村長等は、取得財産等について別記様式第12号の取得財産等管理台帳を備 え、管理しなければならない。
- 3 市町村長等は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に 別記様式第13号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

- 第17条 市町村長等は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業等の完了後においても大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市町村長等は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第14号の財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。

### (補助金の収益納付)

第18条 市町村長等は、補助対象事業等実施中及び終了後一定期間内に、補助対象 事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資に

- より取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第15号の収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 市町村長等は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、 大臣の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国 に納入しなければならない。
- 3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第19条 市町村長等は、補助対象事業等に要する経費について、その収入及び支出 を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象 事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管してお かなければならない。

#### (事業等の事後評価)

- 第20条 市町村等は、補助対象事業等の成果目標を設定するとともに、成果目標の 達成状況について評価を行い、大臣に報告するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村等に対し必要な助言をし、改善を求めることができる。

(雑則)

第21条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部(正本及び副本 各1部)とする。

ただし、別記様式第10号の概算払請求書及び別記様式第11号の精算払請求 書は1部(正本)とする。

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官(沖縄政 策担当)が別に定める。

附則

第1条 本要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業等の経過措置)

第2条 廃止前の拠点返還地跡地利用推進交付金交付要綱(平成28年府政沖第120号)第8条に基づき交付決定を受けた事業等の継続事業等(これらに類似し、又は密接に関連する事業等を含む。)に関する第4条第1項の適用については、同項ただし書き中、「前年度からの」とあるのは「廃止前の拠点返還地跡地利用推進交付金交付要綱(平成28年府政沖第120号)第8条に基づき交付決定を受けた事業等の」とする。

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付申請書

年度において、〇〇事業を下記のとおり実施したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等(事業計画に記載し得る事業等を除く。)の実施により沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図る。

2 交付申請金額

交付申請金額(千円)

3 補助対象事業の開始(予定)日

年 月 日

4 補助対象事業の完了予定日

年 月 日

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 補助対象事業等についての内容、積算にかかる資料を添付すること。

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、 下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
- 3 新旧対照表を添付すること。

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認願います。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、 下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金産業財産権届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下 記のとおり産業財産権の取得(譲渡、実施権の設定)をしたいので、沖縄振興特定事 業推進費市町村補助金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1. 種類 (番号及び産業財産権の種類)
- 2. 内容
- 3. 相手先及び条件 (譲渡及び実施権設定の場合)

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定に基づき、下記のと おり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

内閣総理大臣 宛

市町村等の長氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況( 年 月 日現在)
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

内閣総理大臣 宛

市町村等の長 氏 名 印

## 年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

年 月 日着手 年 月 日完了

- 2 事業の成果
- 3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

- 4 添付書類
  - (1) 補助対象経費収支精算書及び支出済額明細書
  - (2) 補助対象事業等の経過又は成果を証する書類
  - (3) その他参考となる書類

別記様式第9号

番 号 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(交付要綱第12条第1項による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4. 補助金返還相当額(3. -2.)

円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

## 取得財産等管理台帳(年度)

財産名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	取得 年月 日	耐用年数	保管場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱第16条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
  - 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、 資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及 びその従物)とする。
  - 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、 単価が異なる場合は、分割して記載すること。
  - 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

# 取得財産等明細表 (年度)

財産名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	取得 年月 日	耐用年数	保管場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱第16条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
  - 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、 資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及 びその従物)とする。
  - 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、 単価が異なる場合は、分割して記載すること。
  - 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

内閣総理大臣 宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

- 1 処分しようとする財産及び処分の理由
  - (1) 財産の名称
  - (2) 処分の方法(使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。)
  - (3) 金額
  - (4) 取得年月日
  - (5) 処分年月日
  - (6) 処分の理由
- 2 相手方(住所、氏名、使用の目的及び条件)

別記様式第15号

番 号 年 月 日

内閣総理大臣宛

市 町 村 等 の 長 氏 名 印

年度沖縄振興特定事業推進費市町村補助金収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、沖縄振興特定事業推進費市町村補助金交付要綱第18条第1項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1.補助金の確況	[額及ひて	の通知日
----------	-------	------

円 年 月 日 第 号

- 2. 報告期間 年月日~ 年月日
- 3. 収益状況 (別 紙)

\_\_\_\_\_

(別紙)

収 益 状 況

(単位:円)

産業財産権の名称、又 は財産分配の概要	収益額	算出根拠